

ペット用シャンプー等の表記に関する Q&A

2019年4月9日

- Q2-01. 成分の効果を特記する場合は、化粧品に準じて行うことでよいでしょうか？
- A2-01. 効能効果の表記については、化粧品の効能効果の範囲内であれば直ちに医薬品的な表記とは判断されません。ただし、表記全体として医薬品的な表記と判断されないようにしてください。
- Q2-02. ○○エキスの効能効果である「保湿や消炎作用」は医薬品的表記にあたりますでしょうか？
- A2-02. 「保湿」は医薬品的表記に当たりませんが、「消炎作用」は医薬品的な表記と判断されます。
- Q2-03. のみを予防する植物成分を配合していることによるのみよけの働きは表記できますでしょうか？
- A2-03. 「のみ予防」や「のみよけ」は医薬部外品の効能効果に該当しますので、雑品では表記できません。
- Q2-04. 「アレルゲン」という表記は基本的にできないのでしょうか？表記できるのは、花粉、ダニ、ハウスダストなど具体的物質名のみでしょうか？
- A2-04. 「アレルゲン」は疾病の原因なので、「動物の疾病の治療・予防に使用されることが目的と判断される表記」であり医薬品的な表記とみなされます。花粉、ダニ、ハウスダストは、アレルギーの予防といった医薬品的な効能効果を明示的・暗示的に示さないのであれば表記できます。
- Q2-05. 身体用ウェットティッシュには、どのようなものが入るのでしょうか？
- A2-05. シャンプータオル、ボディタオルなどのように、成分を紙や布に含浸させ、汚れ落としや美粧目的で使用されるものです。その他、頭・身体・足裏等に使用するウェットティッシュ、目の周りに使用するウェットティッシュ、耳に使用するウェットティッシュ等も入ります。

Q2-06. 「拭くだけでニオイすっきり」は表記できますでしょうか？

A2-06. 物理的作用が明確な拭き取りの場合はニオイや不快臭を除く表現を行っても医薬品的な表記とは判断されません。「拭くだけでニオイすっきり」の場合は液成分の効果ではなく拭き取りの物理的効果であることがわかる表記としてください。

Q2-07. 「皮膚の健康のために雑菌をスッカリふきとるシャンプータオル」は表記できますでしょうか？

A2-07. 「皮膚の健康のために」は予防暗示と判断される可能性があります、「皮膚の健康維持のために」は健康維持の範囲ですので医薬品的な効能効果に該当しません。

Q2-08. 「拭き取ることで除菌」などの除菌表現は、ペットの身体以外の用途であることが明示的であれば表記できますでしょうか？

A2-08. ペットの身体以外の用途に関しては、当ガイドラインの範囲外です。除菌の対象がペットの身体以外であっても、疾病の予防等を標ぼう（暗示を含む）することはできません。

Q2-09. ペットの身体に使う消臭用のスプレーは医薬品等と判断されるでしょうか？

A2-09. スプレーをペットの身体にかける用法の製品で消臭を表記した場合は医薬品等と判断されます。ただし、「ニオイを拭き取る」、「フレグランス成分で臭いをマスクング」といった拭き取りによる物理的作用やマスクング効果であることが明らかであれば、直ちに医薬品等とは判断されません。

Q2-10. ペットの身体用ウェットティッシュに消臭や除菌効果を謳いたいが可能でしょうか？

A2-10. 基本的に、動物の身体に使用する物について、「除菌」や体臭の防止を意味する「消臭」は医薬品的な表記と判断されるため、雑品の身体用ウェットティッシュには表記することができません。ただし、消臭については、拭き取りなどの物理的作用やマスクング効果などによることを明記する場合は、「臭いを拭き取る」、「〇〇の香りでイヤな臭いも気にならない」といった表現であれば、直ちに医薬品的な表記とは判断されません。また、除菌については、健康な被毛や手足など、粘膜以外への

単なる拭き取りであって、明示的・暗示的に効能効果を表記しない場合は、「ウェットティッシュで菌を拭き取る」といった表記であれば直ちに医薬品的な表記とは判断されません。

- Q2-11. 殺菌、消毒、除菌、抗菌、消臭などの単語について、ボディスプレーやケア用品を扱うため、上記単語を使用せず効果を伝える方法をお教えてください。(特に、消臭や殺菌などの効用を伝えたい)
- A2-11. 医薬品等でない商品で、消臭や殺菌の効用を伝える方法はありません。その効能効果を伝えたい場合は、動物用医薬品、動物用医薬部外品の承認を受けることをお勧めします。ガイドラインの事例をご確認ください。
- Q2-12. 商品名と成分名がパッケージに表記され、その成分が”過剰な皮脂の分泌に作用してさらさら肌を保つ”と表記されている場合は、医薬品的な表記と判断されるのでしょうか？
- A2-12. 動物の身体の構造・機能に影響を及ぼすことが目的と判断される表記は、原則、医薬品的な表記と判断されます。本件では、ある成分が皮脂腺に作用し、過剰な皮脂の分泌を抑制し、さらさら肌を保つことを意図しているものと認識されます。従って、動物の身体の構造・機能に影響を及ぼすことを目的としている表記であり、医薬品的な表記と判断されます。
- Q2-13. べたつき肌用製品として”皮膚への塗布によって皮脂分泌機構へ作用する”という表記は、医薬品的な表記と判断されるのでしょうか？
- A2-13. 動物の身体の構造・機能に影響を及ぼすことが目的と判断される表記は、原則、医薬品的な表記と判断されます。本件では、皮膚への塗布で「皮脂分泌機構へ作用」と記載されていることから、動物の身体の構造・機能に影響を及ぼすことを目的としている表記であり、医薬品的な表記と判断されます。
- Q2-14. 化粧品の効能効果にある内容+「影響を及ぼす表記(配慮、気になる、守るなど)」で使用しても医薬品的な表記と判断されるのでしょうか？  
例：潤いを守る。ツヤを守る。
- A2-14. 化粧品の効能効果の範囲を逸脱しなければ、直ちに医薬品的な表記とは判断されません。例示の範囲であれば直ちに医薬品的な表記とは判断されませんが、商品全

体の表記として改善・回復等医薬品的な効能効果が意図されると認められる場合は、医薬品的な表記と判断されます。

Q2-15. 化粧品の効能効果にある「ツヤ」「潤い」という言葉を組み合わせても「導く」という文言自体が表記不可なのでしょうか？

例えば「ツヤのある被毛に導く」「潤いのある被毛に導く」という文で「導く」を使用せず「ツヤのある被毛に」「潤いのある被毛に」は医薬品的な表記に該当するのでしょうか？また、例示した表記の文章中に「コート成分により」「潤い成分により」といった説明は必要でしょうか？

A2-15. 「導く」という表記は、改善・回復を示唆するため、医薬品的な表記に該当します。「ツヤのある被毛に」「潤いのある被毛に」であればただちに医薬品的な表記とは判断されません。「コート成分によりツヤのある被毛に」「潤い成分により潤いのある被毛に」といった表記の付加も同様です。ただし、商品全体の表記として改善・回復等医薬品的な効能効果が意図されると認められる場合は、医薬品的な表記に該当します。

Q2-16. 「エイジングケア」という文言を使用する場合、人に使用する化粧品では「年齢に応じた肌ケア」のような縛り表現が必要という認識でおります。ペット用品の場合はどうなっていますでしょうか？

A2-16. ペット用品の場合でも年齢に応じた化粧品等の効能効果の範囲内であることを明確にするには「年齢に応じた/年齢を重ねた」といった文言を付すようにして下さい。

Q2-17. ペット美容室では、before、after をHP に載せたりしていますが、物理的理由が明記されていればよいのでしょうか？

A2-17. 使用前後（before、after）を比較した写真やイラスト等は、化粧品の効能効果の範囲や物理的な作用の範囲であれば、ただちに医薬品的な表記とは判断されません。

Q2-18. カスタマーレビューに「このシャンプーを使用したら犬の皮膚炎がすっかりなおりました」と記載された場合、医薬品的な表記に該当するのでしょうか？

A2-18. ご質問のようなカスタマーレビューは、医薬品的な表記に該当します。サイトに関

与している場合は、適切な対応をお願いします。

Q2-19. 「動物用医薬品等の範囲に関する基準について」に掲載されている、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下「専らリスト」という。）にある成分をペット用シャンプーに用いることは可能でしょうか？

A2-19. 「専らリスト」に掲載される成分は、経口的に摂取するものに関するリストであるため、シャンプーなど外用的に使用するものに直ちに適用されるものではありません。外用品につきましては、人の化粧品成分に関する告示「化粧品基準」（平成12年厚生省告示第331号）によって配合可能な分量が示されているものがありますので、ご参照下さい。